

消費経済審議会製品安全部会  
議事録

日時：平成22年6月18日(金曜日)14：00～15：21  
場所：経済産業省別館10階各省庁共用1028号会議室

議題

- 1.ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定することについて
- 2.「携帯用レーザー応用装置」の技術基準改正について
- 3.ガス給湯機暖房機の規制対象化について
- 4.その他

議事内容

【開会】

三木製品安全課長

それでは定刻となりましたので、只今から、消費経済審議会製品安全部会を開催させていただきます。委員の皆様方、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、向殿部会長に議事進行をお願いしたいと思います。

向殿部会長

部会長を仰せつかっている向殿です。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、本日、眞鍋大臣官房審議官がお見えになっておられますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【大臣官房審議官挨拶】

眞鍋大臣官房審議官

官房審議官の眞鍋でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、私どもの製品安全行政につきまして、平素から多大なご協力をいただいております。ありがとうございます。改めて御礼申し上げる次第であります。

製品安全行政につきましては、今さら私から皆様方に申し上げるまでもございませんが、平成19年の重大製品事故報告・公表制度に始まり、昨年度からの長期使用製品の点検制度、昨年9月の消費者庁の設置といったことで、大きな枠組みが進展してまいりました。そういった制度の進展の背景には、国民の皆様の安全に対する意識の高まりといったものがあるわけではありますが、そういったことを踏まえて、日々の行政に邁進しているところでございます。

本日は、1つは、新聞紙上等々にぎわしておりましたライターにつきまして、新たに指定製品にしてはどうかということと、あと2件ほど、既に指定されております製品の技術基準の見直しについてご議論いただければと考えております。

ライターでございますが、ご承知のとおり、昨年12月、経済産業大臣から、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することにつきまして、消費経済審議会の会長あてに諮問がなされました。その後、その審議が本部会に付託されたわけでありまして、本部会におきまして、ライターのワーキンググループの設置を決めていただいたわけでありまして、

ライターのワーキンググループでございますが、その後、5回にわたりまして精力的にご審議いただいたわけでありまして、今日の部会におきましては、先月のライターワーキンググループにおきますとりまとめの内容、また、その後実施いたしましたパブリックコメントの結果なども踏まえてご審議いただきたいと思います。と考えております。

また、技術基準の見直しでございますが、昨今の技術進歩等を踏まえまして、携帯用レーザー応用装置、ガス給湯暖房機につきまして、技術基準の見直しについてご議論いただきたいと思いますところでございます。

時間が限られておりますが、どうかよろしくお願いいたします。

#### 【委員紹介】

向殿部会長

眞鍋審議官、どうもありがとうございました。

それでは、まず、事務局より、委員の出欠の確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

三木製品安全課長

委員の皆様のご出欠を確認させていただきます。

本日は、井上委員、今委員、櫻橋委員、広重委員におかれましては、ご欠席と伺っております。

また、本日は、ライターのとりまとめを行う関係で、社団法人日本喫煙具協会の廣田会長にご出席いただいております。

また、消費者庁から消費者安全課の野村課長にもお越しいただいております。

向殿部会長

どうもありがとうございました。

まず、議事に入る前に、定足数について確認させていただきたいと思います。

本部会は、委員の出席者が定員の過半数を超えていないと成立しませんが、現在、過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。

また、本会議については、消費経済審議会の部会運営規程に基づきまして、原則公開でありまして、議事要旨及び議事録についても開催後速やかに公開、また、資料についても、委員の皆様のご意見を踏まえた上で、原則公開したいと考えております。

このような方針に対しまして、何かご意見、ご質問等おありでしたら、お出し願えればと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、確認したということで、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 【資料の確認】

三木製品安全課長

お手元に「議事次第」の紙がございまして、「議事次第」のところに配付資料一覧がございまして、資料1が「委員名簿」、資料2が、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することについて経済産業大臣への答申(案)ということで、参考1から5までついてございます。資料3が「『携帯用レーザー応用装置』の技術基準改正について(案)」ということで、参考1、参考2がついてございます。資料4が「ガス給湯暖房機の規制対象化について」ということでございます。資料5が「平成21年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況について」ということでございます。

なお、メインテーブルには、先月まとめました「リコールハンドブック2010」、「リスクアセスメントのハンドブック第一版」を配らせていただいております。参考資料でございます。

#### 【議題】

- 1.ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定することについて

向殿部会長

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。不足はないですね。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定することについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

三木製品安全課長

資料2をお願い申し上げます。最初に「答申(案)」ということで、部会長から会長あて、また、おめくりいただきまして、裏側に、会長から私どもの経済産業大臣あてということで、最初に「答申(案)」を付けさせていただいております。

この答申の具体的な中身でございますが、その後に(参考)として付いてございます「子供に対するライター使用の安全対策について」が、ワーキンググループでおまとめいただいたとりまとめの内容でございます。この部分をご説明させていただきます。

「背景」につきましては、ご案内のとおり、ライターそのものの事故、また、特に子供の火遊びによる事故が多発している、さらに、欧米ではチャイルドレジスタンス機能が規制・導入されているという背景を受けまして、冒頭、審議官眞鍋からご説明申し上げましたとおり、昨年12月に経産大臣から消費経済審議会あてに諮問がなされまして、本部会に審議が付託され、ワーキンググループで検討していただくということになったわけでございます。

資料の後ろの方の6、7ページをご覧くださいませでしょうか。

6ページにライターワーキンググループの委員名簿がございまして、独立行政法人産業技術総合研究所の持丸先生に座長をしていただきまして、関係業界、消費者代表の方々にお入りいただきました。

7ページは、ライターワーキンググループの開催実績ということで、2月から5月にかけて、集中的に5回ご議論いただいて、とりまとめいただいたということでございます。

最初にお戻りいただきまして、1ページでございますが、ワーキンググループで検討していただいた経緯でございます。

2ページにまいりまして、具体的なとりまとめの内容でございます。

2番のところでございますが、まず(1)ということで、ライターの特定製品等への指定及び指定範囲でございます。特定製品及び特別特定製品に指定することが適当であるというのが結論でございます。対象とするライターの適用範囲は、シガレットライター及び点火棒ということでございます。具体的には、ディスポーザブル式と、注入式のうち、ディスポーザブルと同様の構造であるものということでありまして、基本的には、欧米と同じようなディスポーザブル型のものを規制するというところでございます。

点火棒につきましては、アメリカでは規制が導入されているわけでございますが、アメリカに倣って、点火棒も対象に含めてはどうかということでございます。

その下でございますが、「特定製品としての指定」ということで、消費生活用製品安全法で特定製品の要件が決められてございまして、ライターの場合は、火遊びの火災等によりまして、お子様が亡くなるという事故がございまして、年間約6億個のライターが流通しているということで、特定製品として、製品への安全対策を求めていってはどうかということでございます。

3ページ目でございます。「特別特定製品としての指定」ということで、同じく消費生活用製品安全法に特別特定製品という規定がございまして、製造事業者、輸入事業者等で検査技術など品質確保能力が十分であるかどうかということで、十分でない場合には、第三者機関の基準適合性検査を受けていただく。これが特別特定製品でございまして、ライターの場合は、多くの中小輸入事業者の方が輸入しておられるということでございまして、業界団体としてのカバー率も半分程度ということですので、品質確保能力をし

っかりと担保していく上では、第三者機関の基準適合性検査が必要ではないかということでございます。

3ページ目の下の方でございます。技術基準の中身ですが、大きく2つございまして、求めていく技術基準として、1つは、ライターの基本性能といたしまして、構造、炎の高さ、耐熱性、耐圧性等の要件がございまして、国際規格ISOで具体的な技術基準が決められております。たばこのライターの場合はISOの9994、点火棒、実用ライターにつきましてはISOの22702ということで、基本性能の技術基準が決められておりまして、まず第一にこれを求めてはどうかということでございます。

もう一つは、子供に対するライター使用の安全対策ということで、欧米などで広く実施されております幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を技術基準にしてはどうかということでございます。

具体的な中身でございますが、3ページの下から4ページでございまして、技術基準として、このISOの2つの基準をそれぞれ求めるということと、幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)につきましては、この確認方法としまして、ヨーロッパ、アメリカではチャイルドパネルテストという方式がとられているわけでございますが、機械的な操作方法、操作力等による確認方法もあわせて採用すべきではないかということでございます。

もう一つ、技術基準でございまして、ヨーロッパで規制されていますノベルティー型、おもちゃのようなタイプのライターは禁止するとか、規制することが適当ではないかということでございます。

機械的な操作方法、操作力等による確認方法につきましては、日本で新たに定めることとなりますし、ライターの国際規格、ISOの適合性も含めまして、JISの作成を並行して進めていこうということございまして、「ライターの安全基準に関するJIS原案作成委員会」が既に5月にスタートしておりまして、8月末を目途にJISの原案をとりまとめ、この技術基準と整合性を図っていこうということでございます。

「その他」でございますが、国際整合性という観点から、海外で実施されたチャイルドパネルテストの結果については、活用を図っていくべきではないかということでございます。

4ページ目の最後の(3)でございますが、規制の開始時期ということございまして、この答申をいただきましたならば、消費生活用製品安全法の政省令の改正作業が必要となつてまいりますので、政省令改正の準備を進めまして、今年中には政省令を改正・施行するということでございます。

さらには、幼児対策を施した新しいライターが市場に出て、置きかわっていくわけでございますが、来年の夏までには新しいライターのみが市場で販売されるように、その猶予期間を設定していくべきではないかということでございます。

5ページ目でございますが、「最後に」ということで提言をおまとめいただいているところでございます。

ライターの安全対策につきましては、規制による対策のみならず、消費者、事業者等関係者への注意喚起が必要でございまして、それぞれ当事者ごとに項目がございまして、ライターの使用者・消費者は、基本は、子供の手の届くところにライターを置かないということでありまして、子供に遊ばせたり、触らせたりしないということにご注意いただきたいということと、ライターを購入する場合には、幼児対策等を施されたものを積極的にご購入いただきたいということでございます。

販売事業者におかれましては、新しい幼児対策が施されたライターを積極的にお取り扱いいただきたいということと、消費者への注意喚起等にもご協力いただきたいということでございます。

製造・輸入事業者におかれては、幼児対策等を施したライターを早急に市場に導入いただくようお願いしたいということと、注意喚起も積極的にお取り扱いしたいということ

ございます。

政府の役割としましては、ライター使用の安全性に関する注意喚起を、関係機関とともに積極的に推進していくということと、ライターの規制に関しまして、環境整備を行って、新しいライターを導入しやすくする。あるいは、導入された後には、違反事業者への対応、法執行を着実にやっていく。

提言として、そのようなことがまとめられているところでございます。

これがとりまとめの内容でございます。

参考として配らせていただいております資料をご説明させていただきます。

まず、資料2の参考1でございますが、パブリックコメントの結果でございます。

資料2(参考1)をおめくりいただきまして、最初に、パブリックコメント募集の概要でございます。ワーキンググループのとりまとめを受けまして、6月14日まで意見募集をいたしまして、合計60団体・個人、60者から97件のご意見を頂戴しております。大変ありがとうございます。

それぞれのご意見と回答案につきまして、その後に付けさせていただいておりますが、ご意見を多数いただいておりますので、主立ったものについてご紹介させていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただき、(1/7)と書いてあるところでございますが、大きな意見として、ライターを指定することについて、例えば4番のように、違反事業者への対策をしっかりとってほしい、法執行を着実にしてほしいといったご意見がございます。

2ページ目の(2/7)にまいりまして、ライターの指定範囲について、ご意見を頂戴しております。

1つは、このとりまとめ案の中では、欧米と同様の考え方で、ディスポーザブル及びディスポーザブルと同様の注入式というとりまとめをいただいておりますが、どの製品が対象になるのか、はっきりしていただきたいという声、例えば7番のようなご意見がございます。これにつきましては、このとりまとめ案を踏まえまして、今後、政省令あるいは技術基準等を整備・改正してまいりますので、この中で明確化してまいりたいと思っております。

指定範囲につきましては、例えば10番や11番のように、点火棒、ユーティリティーライターについては、アメリカでは規制されているわけでございますが、ヨーロッパではまだ規制されていないこともございまして、点火棒については慎重なご意見もございまして。これはワーキンググループの中でもご審議いただきましたが、点火棒については、事故事例が同じようにみられますことから、安全対策という観点から、幅広く対象とすることにさせていただけたらということでございます。

次にまいりまして、規制範囲について、色々ご意見をいただいておりますが、(4/7)ページに飛んでいただきまして、規制の開始時期についても色々ご意見をいただいております。恐らく関係事業者の方のご意見だと思っておりますが、特に来年の夏までの販売猶予期間については、在庫の期間など十分配慮してほしい、短いのではないかというご意見をいただいております。他方、早急に安全対策を導入すべき、早急に政省令を行うべきというご意見もいただいております。規制開始時期につきましてもワーキンググループで色々ご議論いただきましたが、安全対策を早急に進めていく必要があるということで、とりまとめ案のスケジュールについて、ご理解、ご協力を賜れたらということでございます。

次の(5/7)にまいりまして、技術基準の中身でございます。これにつきましても色々なご意見をいただいております。これにつきましては、基本的には、チャイルドレジスタンス機能について、欧米と整合性を図っていきたいということでございますが、具体的には、先ほどもご説明申し上げましたとおり、JISの原案作成委員会でご検討いただいておりますし、関係政省令を整備する過程で明確化してまいりたいということでございます。

次をおめぐりいただきまして、(6/7)から(7/7)にかけてでございますが、提言についても色々ご意見を頂戴しておりまして、例えば39番、40番のように、ライターの火遊びは、親の不注意、保護責任、教育等の問題もあるのではないかとのご指摘がございまして、これにつきましては、とりまとめの中にもございますが、関係機関、関係業界とも十分協力して、注意喚起を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

これがパブリックコメントの概要でございます。

さらに、参考資料としまして参考2を付けてございます。これは、ライターを管轄しております製造産業局と私どもの商務流通グループから、要請文という形で、業界団体、喫煙具協会に出ささせていただいたものでございます。これは、ライターワーキンググループのとりまとめがなされました5月21日に出したものでございますが、「子供に対するライターの安全対策の推進の要請について」ということございまして、要請の内容は、おめぐりいただいた裏側のところに大きく2つございまして、1つは「子供をライターの事故から守る注意喚起等の取組の推進」ということで、ハード面の対策のみならず、消費者への注意喚起について、業界でも積極的にお願いしたいということございまして。

2つ目は「幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)付きライターの早期の市場導入」ということで、審議会の中のワーキンググループでおまとめいただいて、チャイルドレジスタンス機能が必要だということになったわけでございますが、これを踏まえまして、政省令を整備するには時間がかかることもございまして、規制に先行して、日本市場でチャイルドレジスタンス機能付きライターを早急に導入いただきたいということをお願いをしているところでございます。

こういう状況を踏まえまして、各ライターメーカーさんにおかれましては、既にチャイルドレジスタンス機能つきをコンビニ等で本格的に販売されているところもあり、次々と準備していただいているという状況でございます。

参考3以降は、やはり注意喚起ということございまして、これをしっかりやっつけていこうということでございます。

参考3は、消費者庁で出された注意喚起のリリースでございまして、消費者庁としっかり連携をとって注意喚起ということで、これは5月に消費者庁で出された注意喚起のご案内でございます。

参考4は、社団法人日本喫煙具協会で準備をされました消費者広報ということで、参考までに付けさせていただいております。

参考5は東京都でございます。昨年、報告書をまとめていただいた東京都さんでございますが、自治体としてもこういう注意喚起のチラシをつくられて、広報していただいているということでございます。

駆け足で恐縮でございますが、ライターについてご説明申し上げました。

向殿部会長

どうもありがとうございました。

只今の事務局からの説明を踏まえまして、今日の本題であります、ライターを消費生活用製品安全法の特定制品に指定することという経済産業大臣への答申案について、皆様のご意見、ご質問等をお受けしたいと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。どなたかご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

野坂委員

世間で大変注目されていたライターの規制の問題について、ようやくといたしますが、方向性を打ち出されたことは私も評価したいと思います。

これから重要なのは、先ほどパブリックコメントの中でも紹介がありましたが、実際にこの規制をしっかりと守って、効果を持たせていくことだと思うのです。したがって、先ほど説明でもございましたが、しっかり広報していただくこと、啓発していただくことが大事だと思います。また、業者の皆さんには、なるべく早い取り組みをお願いしたいと思います。

1点質問があるのですが、改正政省令の施行は今年中には、と書いてあるのですが、せっかく方向が打ち出されたのに、改正政省令の施行の時期が余り遅れますと、世間から、遅れているのではないかという指摘を受けかねませんので、できるだけ前倒しで政省令の改正をやっていただきたいと思います。そうでなければ、また色々な事故が起きて、批判を浴びることになりかねません。そこは十分注意してやっていただきたいと思います。

向殿部会長

どうもありがとうございました。特に政省令の改正については、もっと早くというか、前向きにということですが、如何ですか。

三木製品安全課長

ありがとうございます。政省令のスケジュールにつきましては、WTO/TBTの手續に既に入っております、TBTの結果を踏まえて政省令、また、省令改正に当たりましては、JIS基準の原案作成が8月末の予定でございます、そういうところをにらみながら、早急に公布して、施行ということにしてまいりたいと思っております。

向殿部会長

よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

大河内委員

意見としては、早くしてほしいということで同じなのですが、初めにライターの事故について聞いたときに、お子さんのことは当然のこととして、古いライターが自然に発火するといった事故があったと思うのですが、お子さんのことに特定せずに、危険だということと一緒に広報してほしいと思います。というのは、今、おうちの中に眠っているライターは何億とあるのではないかと思うので、広報するときに、そちらも一緒にやっていたらと事故が減るのではないかと思います。

向殿部会長

ご意見、ありがとうございます。よろしいでしょうかね。子供だけではなくて、古いライターは色々問題があるので、それについても広報の中へ入れてくれというご意見です。

三木製品安全課長

先ほどの資料2の(参考)と書いてあるところの1ページの一番最初でございますが、NITEの集計によりますと、お子さんの火遊びではなく、ライター自体の製品事故が5年間で130件ぐらいございます。残火とか、意図せず着火しているといった事故がございまして、NITEでも4月に、ライターの安全性についてプレスリリースをいたしましたし、これについてもあわせて広報していきたいと思っております。

向殿部会長

どうもありがとうございます。

若井委員

先ほどの野坂委員の意見に全く賛成です。プラスすると、正直者がばかをみないように、市場の監視をしっかりとやっていただきたいと思います。

向殿部会長

ありがとうございました。このような要望がございました。

伊藤委員

先ほど来、広報をしっかりとやるべきだというご意見がございしますが、広報だけというのは意味がありません。大いにやるべきだとは思いますが、火災で生命に危険を及ぼすようなことの根本を考えますと、これが決して起こらないような根っこの辺りに焦点を置いて対策を立てることが必要かと私は思うのですね。もちろん、広報しなくていいということとは全く違います。

私は30年前にたばこをやめたので、無関心でございましたが、ここの記載文書が事実だ

とすると、6億個のものが流通しているということは、日本全国で1人に4.5個ずつの割合でライターが存在しているということ。また、10年間で500件、ライターに起因する火災なり事故があるということは、短期的にみますと、毎週1件ずつは起こっているということですね。これは容易ならざることなので、広報は大いにやるべきですが、それだけで事足りるということではなくて、製造過程で技術的に、ライターそのものが事故を起こさないような構造的な方策を考える。これは、経済問題ですと、社団法人全国中小貿易業連盟には輸入業者の人がたくさんいますから、ご異議が出る場合もありますが、問題の本質は広報ではなく製品の構造で対応すべきだと考えます。

実は私の会社で、地球環境のことで、省エネだけではなくて、無駄をなくそうということで、例えば、ビルの各階に便所があるのですが、総務関係部署が社内の広報で、便所に入るときに電気を点けて、出たら必ず消しましょうということは何度もやるわけです。文書も回します。朝礼でもいいます。みんな聞いています。そんなことは常識なのですよ。ところが現実はどうかといいますと、入るときは点けるけれども、出るときに消さない社員が大変多いのです。これは私の会社が駄目なのかもしれませんが。私は考えまして、根本を直さないと駄目だなと。ということは、人の注意を喚起することはいいけれども、それへの信頼で物事を組み立てたら、外れたときに具合が悪い。電気を消す、消さないは損得だけの問題で、どうということないのですよ。炭酸ガスを出すわけではございません。間接的には出しますが。私が考えた結果やったことは、お金がかかるけれども、長期的には、それは社会のため、会社のためと考えたら一時投資ということで、ビルの各階の便所のスイッチを光センサーに切りかえた。だから、人間が消したり、点けたりする必要は一切ないことにしたのです。そういうことで注意喚起する必要は何もないという状況を作ったのです。

これと似たようなことで、今あるものに対して、広報は大いにやるべきですが、これからたばこを吸う人は減っても、日本の場合、すぐに割合が落ちないかもしれませんし、ほとんどが輸入製品ですね。100円ライターは膨大な量が輸入されていましてね。これを構造的に、というところ、事業者にとりましては経済的な問題があるかもしれないけれども、そここのところは考えて、……。人間の注意力によって、それを防止するのもいいけれども、その根っこのあたりで、そういうことが起こりにくいような作り方に配慮するという方向になさったら如何かと私は思います。

向殿部会長

貴重なご意見、ありがとうございました。人間の注意には限界がある。その前にやるべきことは、設計の段階から安全なライターを作ることである。これは喫煙具協会の方にもお願いしたいし、我々全員が物として安全なものを作る。その後で人間の注意、広報ということで、貴重なご意見、ありがとうございました。

青山委員

これについては、私も全面的に賛成させていただくのですが、ちょっと気になったのは、パブリックコメントの中で、事業者の方々だと思うのですが、在庫解消に注意して、その辺の期間に配慮いただきたいというご意見があった。これは本末転倒でしょう。何のためにこの規制をするかということを考え、安全文化を皆さんで作るのだということと考えたら、こういうご意見はちょっとないのではないのという気がしますので、その辺は、こういう方たちに再考を促したいと思っております。

もう一つ、今回、パブリックコメントを求められて、私どもの団体も皆さんが一生懸命な知恵を絞ったのですが、ある公園で錆びたライターを発見して、操作したら着火したのだそうです。そういうことから考えると、廃棄の問題もしっかりと広報すべきだし、自分自身も含めて、使用者の自己責任で、廃棄まで考えた対策をとるべきだと。そういう意味での広報を是非しなければいけないのではないかといった意見もありました。

論点がちょっとずれてしまうかと思うのですが、今回の技術基準について、構造や火災の高さ、耐熱性などがあるのですが、製品事故判定第三者委員会のときに長田委員が

おっしゃっていたのですが、ライターの炎が高く髪を焼いてしまって、重傷を負ったという事案があって、ライターの炎が20センチでもオーケーなのはちょっと危険だと思います。

藤代製品事故対策室長

12センチです。

青山委員

ああ、そう。ごめんなさい。ISOとの連携もあると思うのですが、その辺も配慮いただきたいなと思いました。

向殿部会長

どうもありがとうございました。

升田委員

今の青山先生のご意見にも関連するのですが、既存のものが現時点でも6億個あって、今回、新たなものを出されて、相対的にリスクが高いというか、使いたくないという考えの方が一挙にたくさん出るとすれば、相当数の既存のライターを処理する必要が出てくると思うのです。先ほど来、色々なパンフレットその他を見ていると、確かに子供に対する注意は非常に重要だと思うのですが、捨てるというときに、どうやって捨てるのか、どうやって処理しようかという問題が相当重要な問題として残るのではないかなと思うのです。中身が相当量残っている段階で捨てるのと、今までのように、使い切っていないなくても、使い切ったつもりで捨てるのと大分違うような気がするのですね。どのように処理されるかわかりませんが、ごみの処理の段階まで考えますと、従来とはやや違う場面もあるのかなと。一挙に変えていくためには、そういった配慮も十分しておくことが必要ではないかなと思うのですが、そういったところはどういう具合にお考えなのか伺わせていただきたいと思います。

向殿部会長

如何ですか。今回は従来とはちょっと違うのではないかな。大量にバツと捨てる可能性があるので、廃棄について、何か対処はあるかと。

三木製品安全課長

本日、喫煙具協会から廣田会長にご出席いただいておりますので、後ほど会長からもコメントをいただけたらと思いますが、まず、事実関係でございますが、ライターの6億個は年間の販売個数でございます。フローで毎年6億個売られているということでございますので、ストックとしては膨大な量ということだと思います。ですから、古いライターを適切に処理することは非常に重要だと思いますし、うまく置きかえられたらと思います。回収するという議論もございますが、ライターの捨て方というところが今回の消費者庁の資料にもございますし、喫煙具協会でも広報されています。ガスを使い切れればプラスチックのケースということでございますので、ガスを使い切って、正しく廃棄していただくということでございますが、仰るとおり、重要なポイントだと思います。既存の古いタイプのライターが大量にありますので、駆け込みで古いライターが売れるとか、古いライターがいっぱい残ってしまうということにならないように、消費者庁とも相談して、対策をとっていきたいと思っております。

小豆澤委員

今と同じような意見なのですが、青山先生がいわれたように、販売業者にとって、在庫は非常に大事でして、いかに廃棄するか。廃棄コストは非常にかかるわけですね。したがって、廣田さんはおわかりではないかなと思いますが、流通在庫はどれくらいあるのか教えていただきたいのと、もう一点、今回改良することによって、コストはどれくらいアップするのか。この辺も非常に関心事でございますので、わかれば教えていただきたい。

向殿部会長

廣田会長、お答え願えればありがたいと思います。

廣田氏

6億個というのは使い捨てライターばかりではございません。使い捨てライターに限定しますと5億4,000万個です。2009年度の実績は、使い捨てライターの場合は5億4,000万個。注入式とかほかのものをまぜてしまうと6億個。ジッポーやオイルライターをまぜてしまうとそうになってしまいますが、今回問題になっている使い捨てライターだけでいきますと、5億4,000万個が正しい数字です。

どうやって捨てればいいのかというのは、我々の喫煙具協会のホームページにも安全な捨て方を出しております。また、今、体操のお兄さん、佐藤弘道さんをイメージキャラクターに持って、ライターの安全大使として啓発活動をしているわけですが、そういうパンフレットの中にも安全な捨て方が書いてありますので、そういうものをお読みになったり、ホームページを見ていただいたりしてガスを抜いていただいて、その後、各都道府県の方法によって処理していただくことをお願いしたいと思います。

CR対応のライター製造のためのコストですが、かかるやり方もあるし、かからないやり方もあります。コストがかかる作り方もあるし、コストがそんなにかからない作り方もあります。私、たまたま持ってきていますが、これはロック式という2段階方式のもので、小さいレバーを着火とは逆方向に動かしてからボタン全体をスライドさせないと火が点かない。こういうロック式の方法ですとコストが多少かかります。もう一つ、ヘビー式というか、操作力を重くする。これですと中にハードなスプリングを入れて重くするだけですから、コストはもちろん上がりますが、それほどではないと思います。コストがかかる方法もあるし、コスト上昇が比較的少ない方法もある。欧米と同じように2種類の方法があるわけです。ロックする方法と操作力を重くする方法、そのどちらかをメーカーさんたちが選ぶか、あるいは両方やるという形で、お客様に合わせてやっていくこととなります。

来年の夏ごろには販売できなくなるわけですから、我々、それに合わせて早期導入しながら、従来品との兼ね合いでやっていきますので、今現在、日本の国内に流通しているライター及びメーカーの在庫は幾らあるだろうかという調査を協会では始めたばかりなのです。と同時に、最終的にどれぐらいの数量のライターが余るか、その辺の数字をある程度把握したいので、今、調査している最中ですが、ざっと見て、年間の数量の半分、50%ぐらいはあると思われれます。ただ、はっきりしていません。流れの Spann が違いますので、例えば量販店はどれぐらい、コンビニエンスはどれぐらい、たばこ屋さんなどはどれぐらいというのを調べながら、もう少し正確な数字をこれから出していこうということで調査を始めました。

大体そんなところですよ。

向殿部会長

ありがとうございます。ついでに、先ほど伊藤委員がいわれた、チャイルドレジスタンスはわかった、広報もいいけれども、ライターそのものを本質的に安全にするという技術はどういう状況ですか。

廣田氏

それはあります。そんなに難しいことではないです。これはNITEさんでもわかりますし、日本文化用品安全試験所でもわかるし、製品安全協会でもわかりますが、使い捨てライターの事故は、件数にすると子供よりも大人の方がずっと多いのです。それはどういう形で起きるかということ、キャップが付ついていないものですから、直押し式といって直かに押し、炎口部ここから火が出ますね。その方式のライターが全体の中の65%ぐらいですから、数量が一番多いわけです。火を点けて、レバーを離した。消えたつもり。我々は商売ですから、息でフッとやって消してしまうのですが、消えたつもりでそのままポケットに入れた。ポケットの中に何か異物が入っていたりして、レバーがきちんと作動しなくなった。押したものが戻らなくなりました。何か異物がある。前にこういう事故がありました。仁丹の粒がひっかかって、レバーが戻らなくなって、火が

消えなくなったという事故もありました。

では、どういうライターが安全かということ、前に製品安全協会からいわれたのですが、ライターはすべてふたを付けるべきではないかと。そうすると、日本のライターのクレームの90%はなくなるということで、そういうことは可能。ただ、日本の国の法律として規制すると、これは国際的協調性が全くありませんから、相当問題になってしまうと思います。安全にする方法は確かにございます。ただ、100%パーフェクトということにはなりません、大体の事故は防げる方法はございます。

向殿部会長

よろしいですか。

伊藤委員

今承りまして勇気づけられるのですが、ふたをすることはそんなに高度な技術ではないですね。簡単なことです。ちょっとした知恵ですね。事の重大性を考えますと、価格が少々上がりましても、そちらの協会で、そういう方向でご検討いただきたい。私も事業をしていますから、値段が上がるのは困るというのはよくわかります。人間の注意力に賛成ですが、これに全部依存するのは大変危険だと思いますので、ぜひお願いします。

向殿部会長

ありがとうございました。

他に如何でしょうか。

大河内委員

広報の中に、ガスが残っている場合の正しい捨て方が書いてあって、これを読むとよくわかるのですが、すごく簡単な、ちゃちな使い捨てライターの場合、ガスがたくさん残っているのに、着火のところが変になっていて、ガスが出る状態にならなくて壊れたみたいなものも結構あると思うのですが、そういう場合、色々やってもガスが抜けませんよね。どうしたらいいのかなと思って。

向殿部会長

廣田会長、よろしく願いいたします。

廣田氏

私どもはライターが商売ですから、たくさん扱っていますし、検品していますが、中国から来ている不良品がありますね。ガスはもちろん入っているけれども、不良品ですね。私どもはメーカーですから、ボール盤でライターに穴をあけて、ピュッとガスを出して、ガスのないごみにしてしまうのですが、一般の家庭ですとそうもいかないでしょう。レバーが動かなくなると、ガスが残ってしまっていて、それをどのように処理したらいいかということですね。これは各都道府県等の自治体によって違うのですが、私が住んでいる地域では、ガスが入っていても燃えるごみで構わないのです。というのは、焼却炉が新しいところは平気なのだそうです。古い焼却炉のところはダメで、最新の焼却炉のところは、ガスが入ったライターを燃しても、焼却炉自体、何のダメージも受けないので、ガスが入っていても構わないという自治体もあります。しかし、これは壊す以外ないのですが、壊すのでしたら、外へもって行って、石でパチッとやる以外ない。

向殿部会長

ということで、かなり難しい状態にあるということですね。

他に如何でしょうか。

よろしいですかね。

細かい文字の修正など、本質的なところでなければ部会長に一任していただいて、この答申案をご了承していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。ついにこれが実行に移ります。前回、野坂委員に遅いと叱られまして、製品安全課も頑張っていて、早急に動いてくれたと思います。

## 【議題】

### 2. 「携帯用レーザー応用装置」の技術基準改正について

向殿部会長

それでは、次にいきたいと思います。

「携帯用レーザー応用装置」の技術基準改正について、事務局からご説明願いたいと思います。

三木製品安全課長

資料3でございます。「『携帯用レーザー応用装置』の技術基準改正について(案)」ということでございます。携帯用レーザー応用装置、いわゆるレーザーポインターを規制するということでございまして、平成13年に消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定されたわけでございます。平成13年に指定されて以降、大幅な改正を行ってこないわけでございますが、様々なタイプの新しいレーザー利用製品が出ておりますので、技術進歩に応じた対応をしてはどうかということで、改正案ということでお示しさせていただいております。

まず、2.の「改正案の主なポイント」でございますが、1つ目は、電池に対する要求基準でございまして、現行の技術基準は、単3とか単4とか電池の中身や本数を規制しているわけでございますが、他方、電源の供給に関しましては、新しい製品、電気2重層コンデンサ、キャパシタといわれているものがございまして、参考1の2ページ目のところに写真がございまして、電池に相当するようなものでございまして、電気2重層コンデンサという新しいタイプのものが出てきております。

資料3(参考2)でございますが、技術基準の改正につきまして、20年度、21年度に委託調査を実施しまして、検討委員会を設けまして検討してまいりまして、このコンデンサタイプのものについては、電池とほぼ同じような性能ということで、安全上、特に問題ないのではないかということでございます。

電池規制が入った経緯でございますが、当時、レーザーポインターはボタン電池を使ったものが多くて、小さなレーザーポインターの場合には、カプセル入り玩具として売られたりするというので、電池の規制が導入されたわけでございますが、レーザーポインターの小型化につきましては、別途、大きさの規制、全長8センチメートル以上という規制がございまして、電池について、制限を加えておく必要性は余りないのではないかということで、電池について、コンデンサタイプも認めるという形にしてはどうかということが1つ目のポイントでございます。

最初の資料の2ページ目にお戻りいただきまして、2つ目のポイントでございますが、通電状態の維持という項目がございまして、レーザーポインターの場合、指などでスイッチを押している間だけレーザーが出て、手を離すととまるということが技術基準の中に入っているわけでございますが、昨今はレーザーディスプレイといった商品が出てまいりました。これは具体的には、資料3(参考1)の下の方にございまして、レーザーを使ってプロジェクタのように映像を映すとか、ヘッドマウントディスプレイという形で、眼鏡のようにかけてディスプレイをみるといった新しい製品が出てまいりました。これも現行では携帯用レーザー応用装置ということになりますので、手で押している間だけしかレーザーが出ないということでございまして、連続的に照射して映像を出すというタイプの場合には、通電状態の維持という技術基準は当てはまらないのではないかということでございまして、レーザーディスプレイ型のものについては、例えば、故障時など、シャッターで遮断することを要求することにして、レーザーポインターとは別の扱いにしてはどうかということでございます。安全性については、クラス1とかクラス2ということで、タイプに応じて決めていってはどうかということでございます。これが2つ目のポイントでございます。

3つ目のポイントは、レーザーの国際基準の動向でございまして、制定当初は1998年

版のJISをもとにしていただいておりますが、現行、2005年版JISということになっておりますので、国際規格を反映している新しいJISに対応した技術基準にしてはどうかということでございます。

大きくは、こういうポイントでございます。

参考資料として参考1と参考2を付けてございます。今後、こういうレーザー関係の製品が伸びていくだろうということございまして、参考2にありますとおり、検討委員会を作りまして、電源の問題、通電状態の維持、参照の規格についてご審議いただいて、ご報告いただいて、こういう技術基準改正案としてお示ししているということでございます。

向殿部会長

どうもありがとうございました。

只今のご説明を踏まえまして、技術の進歩もありまして、細かく対応しようということでの「携帯用レーザー応用装置」の技術基準改正案について、ご意見、ご提案等ございましたらお願いしたいと思っております。

若井委員

製品安全協会の若井でございますが、この資料の一番最後にございますが、一昨年度、当協会が調査をやらせていただきました。その経験で申し上げますと、レーザー分野は技術進歩が大変早いです。それが第1点。

また、平成13年度にレーザーポインターについて規制が導入された後、レーザーポインターの事故は激減しています。統計的にみると、すんと落ちていっているのがわかっていきますので、これは非常にうまくいったと思っています。

技術進歩が大きい。また、一番最後に書いてございますように、技術進歩に応じて、IEC規格自体もどんどん変わっている。したがって、今回もIECの最新版に合わせる、JISの最新版に合わせる、時代の最新に合わせるということで、基準を改正するという方向でいてもらいたいと私も願っております。1年前にうまくいかなかったのも、まことに申しわけなかったということでございます。

向殿部会長

その方向で検討してほしいという支援のご意見です。

他にございませんでしょうか。

よろしいですかね。

これは技術の進歩もあるし、応用範囲も非常に広がってきた。IECの国際規格もどんどん変わりつつある。それに対応しようということですよ。

皆様のご意見や、これから行われるパブリックコメントを踏まえて、「携帯用レーザー応用装置」の技術基準改正を策定していくことをお認めいただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

## 【議題】

### 3. ガス給湯機暖房機の規制対象化について

向殿部会長

それでは、次の議題であります。ガス給湯暖房機の規制対象化について、事務局からご説明をお願いします。

三木製品安全課長

資料4をお願いいたします。ガス給湯暖房機の規制対象化ということでございます。現在、ガスの瞬間湯沸器につきましては、ガス用品、LPガスの製品につきましても規制対象になっているわけですが、暖房機能を併せ持つ給湯暖房機というタイプの

ものは適用が除外されております。

給湯暖房機の給湯部分は基本的には同じ構造でございまして、近年は、暖房機能を使った床暖房、温水を利用したミストサウナ、新しい省エネタイプの「エコジョーズ」といった製品も出てきておりまして、今後、暖房給湯複合型も出てくるであろうということでございますし、給湯暖房タイプのものについても事故がみられておりますので、同様に規制の対象にしてはどうかということでございます。

具体的には、2ページ目、3ページ目でございますが、暖房機能つき給湯器につきまして、まず、ガス用品として対象にするということで、ガス用品の技術上の基準を適用する。ガス事業法の指定の対象にするということでございます。また、LPGタイプのものについて、LPGの技術基準も適用するということでございます。それに加えまして、2ページ目の3.の(2)でございますが、この屋内型は、特定保守製品、長期使用製品安全点検制度の対象になりますので、これについても対象としてはどうかということでございます。

本件につきましては、さまざまな審議会、ガス関連、LPガス関係のところ、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会でもお諮りし、産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会でもご審議いただいたところでございます。

向殿部会長

どうもありがとうございました。給湯だけだと規制されているけれども、暖房が入ると規制から除かれている。考えてみるとおかしな話だという気がしますが、ちゃんとやろうというご提案です。ある意味ではいい方向でやろうということでありまして、ガス、LPガスの規制に従って、これを対象化したいということなんです。

何かご質問等ございませんでしょうか。

それでは、今のご説明の方向でよろしいということで、お認めいただいたということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 【議題】

#### 4.その他

向殿部会長

それでは、最後の議題になりますが、「その他」ということで、平成21年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況について、事務局からご紹介願いたいと思います。

三木製品安全課長

資料5でございます。これは、先月行いました産業構造審議会の製品安全小委員会でもご紹介した資料でございます。21年度の重大事故報告・公表制度の施行状況ということでご紹介するものでございます。

おめくりいただきまして、「はじめに」というところが4ページ目にございます。ご案内のとおり、平成19年5月にこの制度がスタートしたわけでございますが、昨年9月に消費者庁が発足いたしまして、この事故の受付・公表は消費者庁に移管されたということでございます。報告された後の原因分析は消費者庁と経済産業省で共同で行い、NITEが引き続き分析調査する。リコール等の指導は経産省が引き続き行っていくという役割分担になりまして、消費者庁移管後の分も含めまして、この重大事故の施行状況ということでございます。

5ページ目にその全体がございまして、21年度の重大事故の受付状況ということでございますが、21年度は事故が1,172件ということでございまして、20年度は1,412件ということでございましたので、17%減少したということでございます。

大きく減りましたのは電気製品でございまして、751件から572件ということで、23%の減少ということでございます。

3年間トータルで見ますと、3,774件ということでございまして、月に100件強という

こととさせていただきます。

6ページ目、7ページ目は、それぞれの製品ごとに、どういう品目が多いかということとさせていただきます。

8ページ目に上位品目の推移がございまして、電気製品、燃焼器具、その他ということとさせていただきますが、特徴としましては、例えば電気でいいますと、電気こんろは19年度で63件、20年度で46件あったわけとさせていただきますが、21年度は20件ということで、対策が進んできた結果かどうかということとさせていただきますが、減少してきております。古いタイプの扇風機の火災事故が多いわけとさせていただきますが、19年度34件だったものが、20年度はランク外で27件、21年度も16件という形で減ってきております。このような周知等によって減ってきているものもございまして、引き続き品目ごとの注視をしていきたいと思っております。

9ページの上でございますが、「製品の生産国別状況」ということとございまして、事故が起きた製品、国産、外国産ということとさせていただきますが、21年度につきましては約3割が外国製品、そのうちの7割が中国製ですから、全体の21%が中国製の製品ということとさせていただきます。これは20年度もほぼ同じような傾向で、1~2%ぐらい外国製のものがふえているという状況とさせていただきます。

9ページ目の下以降でございますが、受付後の処理状況ということとございまして、幅広く、製品起因かどうかわからない場合も受付をするわけとさせていただきますが、NITE等で原因分析をしまして、10ページの上でございますが、原因調査中、製品事故に当たるもの、製品事故ではないものという整理をして、第三者委員会でご審議いただいております。

12ページ目以降は、事故件数が多い製品についての原因分析をしてございまして、事故件数が多い製品について、製品起因である場合にはどういう事故が多いか、製品起因でない場合にはどういう事故が多いかといったことをご紹介します。

詳細は省略させていただきますが、例えばエアコンにつきましては、こういう事故の原因を踏まえまして、コンデンサの保安装置・機構の義務化、技術基準の改正ということで、昨年、電安法の技術基準を改正しておりますし、電気ストーブにつきましても、ハロゲンヒーターなどの事故が多いということで、電力調整用ダイオードや首振り部の内部配線の技術基準改正を昨年9月に行っているところでございます。

これがそれぞれの品目についての状況のご紹介とさせていただきます。

少しおめくりいただきまして、20ページでございますが、「リコール対象製品で発生した事故の状況」ということとさせていただきます。重大製品事故が発生して、リコール社告を打った後に、そのリコール情報が消費者に届かない等の理由によりまして、まだ修理が終わっていない、あるいは回収が終わっていない製品での事故が多く発生しております。21年度は113件ということとございまして、減少基調ではありますが、3年間トータルでは422件ということとございまして、全体の1割強がリコール社告後の未対策製品の事故ということとさせていただきます。

21ページがそれぞれの上位品目ということとございまして、22ページにリコール品での事故の多い製品の推移を載せてさせていただきます。

23ページでございますが、古い製品で、経年劣化が原因の事故ということで、これはNITEで色々分析しております。事故原因としまして、経年劣化が主因の事故、あるいは、主因ではないけれども、経年劣化の影響もあるのではないかとということで、副因的な影響もあわせて調べてさせていただきます。

これをまとめて整理しましたのが30ページの表でございますが、長期使用製品安全点検・表示制度の対象品目を中心としまして、主因が経年劣化のもの、副因として経年劣化のものを整理してさせていただきます。扇風機などは件数が多いとさせていただきます。扇風機の場合、40年使われているといった製品が多いという状況とございまして、引き続き、経年劣化の事故をフォローしていきたいと思っております。

31ページでございますが、「技術基準などの見直しが行われた製品」ということで、事故分析を踏まえて、適切に技術基準にフィードバックしていこうということで、昨年9月に電気用品の技術基準を改正したところでございます。圧力なべやヘルメットについてもこの消経審製品安全部会で昨年12月にご審議いただいて、5月に基準改正をいたしました。電動車いすについては、JISの改正整備をしたところでございまして、ライターは先ほどご審議いただいたところでございます。

32ページでございますが、リコールでございます。重大事故の発生を受けてリコールに至ったものは、21年度は21製品でございます。19年の制度開始以降、トータルでは103製品ということで、21年度は少な目でございましたが、リコールに至ったものはこういう製品であるということでございます。

33ページ目以降は「消費者への注意喚起」ということで、製品の分析とともに、消費者に対して注意喚起を呼びかけることを、説明会やプレスリリースの中でご紹介しているところでございます。

これがずっと続きまして、41ページでございますが、こういう個別の項目に加えまして、「点検日セミナー」や「総点検週間」というところで安全対策をご紹介したり、アロマオイル等のついたタオルの事故については、関係業界に周知文書をお願いしたりということでございます。

42ページにございまして、NITEでしっかりと情報発信していこうということで、定期的にプレスリリースをすることにいたしまして、基本的に月1回、昨日も扇風機の事故の発表をしたわけでございますが、事故の再現映像などを取り上げながらプレスリリースをするということで、マスコミにも大分取り上げていただけるようになってきたと思っております。

42ページの下以降でございますが、NITEの事故情報収集ということで、重大事故も含めまして、NITEで収集しているわけでございますが、43ページにありますとおり、21年度は4,371件ということで、20年度に比べて1,000件ぐらい少なくなっているということでございます。

43ページの下からでございますが、NITEで収集しておりますリコールということで、先ほどの、重大事故を契機としたリコールということでございますが、重大事故に至らないけれども、非重大事故が起きていたりしてリコールするというのがございまして、21年度は143件ということでございます。20年度は203件でございましたから、少し減ってきているという状況でございます。

44ページのところに表で整理してございます。

44ページ、45ページは国際連携ということで、様々な関係機関と連携しているところでございます。

45ページの下でございますが、この消経審製品安全部会の下に、升田先生に主査をお務めいただいております製品事故判定第三者委員会がございまして、これの開催実績等でございます。基本的には2カ月に1回ぐらいのペースで、昨年度でいいますと6回開催しております。消費者庁設立後は消費者庁と合同ということで、昨年の秋からは消費者庁の委員会と合同で開催したということでございますが、本年度、22年度からは、消費者委員会に新たな組織ができて、消費者委員会と合同という形で、新年度、スタートしているところでございます。

46ページ以降は、自主的な取り組みの促進ということで、「リコールハンドブック」や大臣表彰などをご紹介しておりますし、最後に、提言ということで、リコールの円滑化、技術基準への反映、消費者庁との連携といったことをご紹介しているところでございます。

リコールのトレーサビリティを高めるということで、「リコールハンドブック」を改訂いたしまして、本日、メインテーブルには「リコールハンドブック2010」を配らせていただいておりますが、リコール社告を出して終わりではなくて、社告を出した後にト

レースしていただく。どういう周知が有効かということモニターしながらやっていただくということで、その部分を大幅に強化した「リコールハンドブック」の改訂をしたということでございます。

リスクアセスメントについても、リスクアセスメントの重要性をまずハンドブックで普及啓発しようということで、第1バージョンを作ったということでございます。

長くなって恐縮でございます。最後でございますが、長期使用製品安全点検制度の施行状況が一番最後についてでございます。ご案内のとおり、昨年4月にこの新制度がスタートして、1年強が経過したわけでございます。特定保守製品等の届け出を37事業者にしていただきまして、表示やホームページでの情報提供、保守点検体制の整備といったことをやっていただいております。

具体的には、5ページ目、6ページ目のとおり、設計標準使用期間の設定、点検期間の設定、点検料金のホームページ等での開示をやっていただいておりますし、さらには、別紙の1ページにお戻りいただいて、下の方でございますが、点検員の養成を、ガス機器、石油燃焼機器、電気機器等々やっていただいているところで、こういう観点に関しては制度の準備が進んできたところでございますが、課題としましては、2ページ目でございますが、所有者登録の状況ということでございます。点検制度の対象になる製品については、所有者票を書いていただいて、メーカー、輸入事業者がこれを集めるということでございますが、この率を高くするのが課題かと思っております。

2ページの表でございますが、製造・輸入台数は230万台強ということでございます。製造・輸入台数の中には、まだ販売されていないものも含まれているわけございまして、ちょっと注意が必要でございますが、この台数に対しまして、所有者登録がされた台数は60万件ということでございます。単純に割り算しますと26%ということでございまして、これをもう少し上げていく必要があるのかなということでございます。これは、品目ごとのそれぞれの状況、あるいは、製品によっては、売れるまでのタイムラグの長いもの、短いものがございまして、そういうところも注意してみいく必要がございますが、この回収率が高いところ、低くとどまっているところ、色々ございまして、こういうところを色々調べて、回収率を上げていきたいと思っております。

2ページ目から3ページ目でございますが、メーカー、事業者の方々に色々お取り組みいただきまして、販売店への普及啓発とか、所有者登録をしていただいたお客さんにはメーカー保証を3年に延ばすとか、所有者登録をしていただくと、抽せんで液晶テレビプレゼントとか色々工夫していただいているわけでございますが、これも所有者登録の比率を上げていくのが大きな課題かと思っております。

もう一つの課題は、既製品の点検ということでございまして、既製品自体は制度の対象ではないわけでございますが、既製品についても点検体制を整えていただいているということで、事業者の方々には、既製品も積極的に点検を進めていってくださいというお願いをしております。

ここに2社の例を取り上げさせていただいておりますが、実際、既製品のお客様に対して点検のご案内を出して、点検を呼びかけているということでございますが、これにつきましても、無償の点検であれば受けるけれども、有料ということで、有料の点検を受けていただく件数は高くないということでございまして、こういうところから普及啓発していかないと、点検期間が来たときに、実際にお金を払って点検していただけるかどうかということが課題でございますので、既製品から点検を高めていくといったことをやっていく必要があるかと思っております。そういう意味では、所有者登録の件数の増加、既製品の点検実施を進めていく必要があると思っております。制度自身の周知もさることながら、古い製品については、危険ですよ、こういう点検をしていただくことが必要なのですよという点検自体の必要性を啓発していく必要があるかということでございまして、関係事業者と対策を進めていきたいと思っております。

駆け足でございましたが、事故状況と経年劣化の制度の状況についてご説明させてい

ただきました。ありがとうございました。

向殿部会長

どうもありがとうございました。

今のご報告、ご説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

重大製品事故報告・公表制度、点検制度と、かなり画期的な制度を導入して動き出しているところで、ことしは確かに事故が減っていますね。これは効果が出たのですかね。

三木製品安全課長

1年で効果が出たと喜んでいいのかということもありますが、これが長期化して、こういう傾向が続くように努めていきたいと思っております。

向殿部会長

どなたかご質問等ございませんでしょうか。

青山委員

私、前回もちらっと思ったのですが、屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがまは、都市ガスとプロパンで明らかに違いますよね。どうしてなのでしょうね。最後の方の2ページです。単純平均登録率。都市ガスはきちんとやっつけらっしゃるのかなど。でも、きちんとやっつけ40%。

向殿部会長

これはガス会社の関係ですか。

三木製品安全課長

そうですね。今、それぞれ事業者ごとのデータをいただいたりしているのですが、都市ガスであればOEMで、具体名を挙げて恐縮ですが、例えば東京ガスさんや大阪ガスさんで売られているものは製販一体といいたいでしょうか、事業者さんが販売店ももっておられるということで、そこは販売店さんとのコミュニケーションが非常に高く、ガス事業者さんが直接売っておられるような製品、特に都市ガス製品が多いわけですが、そういうものについては回収率が高い傾向にあると思っております。

向殿部会長

販売の形態が少し影響していると思いますね。大手ガス会社が入っているか、入っていないかといったことが影響しているようです。

他にございませんでしょうか。

長澤委員

私どもは再販の業者の団体なのですが、今は、ガス製品ということで余り影響ないと思うのですが、今後、適用範囲が広がった場合、電化製品の場合、再販が結構多くなってきますので、そういう意味で、将来的には、所有者登録をフォローするところの範囲も広げられるような仕組みにさせていただけるとありがたいなと思っております。

向殿部会長

途中で転売とか色々なことが起きる。そのときの所有者登録の追跡というか、トレーサビリティをどうとるか、うまいアイデアがあればと思います。

長澤委員

メーカーにメリットを与えて、最初の保証を3年にするといったやり方だと、再販の場合、全く通じないので考慮していただければと思います。

向殿部会長

再販の場合、うまく通じない。何かいいアイデアはないかということですね。

長澤委員

広がったときに、また相談させてもらえればと思います。

向殿部会長

では、それは少し考えさせていただくということでよろしいですかね。

他にございませんでしょうか。

今、青山委員のいわれた2ページの登録率は予想より低いですね。これはもうちょっ

と高くていいような気がするのです。なぜこんなに低いのですかね。みんな無関心なのか。

青山委員

在庫が多いのではないですか。

藤代製品事故対策室長

数字が大体数ヵ月遅れで来ますので、1ヵ月経つごとに、ポイントでいうと、1%、2%でございますが、上昇しております。

ただ、登録率が低いというのは予想どおりなのか、予想に反してなのか、難しいところですが、考え方として、メーカーの方々により一層周知していただくのと、メーカーから卸、販売に行くにつれて、教育がなかなかうまくいかないということで、販売員に、所有者登録票について懇切丁寧に説明してやれば出てくるというのと、もう一つは、マンション等ですと建物からあらゆる製品が全て一体になっていますので、多量の取扱説明書と一緒に、まとめて説明を受けるので、消費者自身も所有者登録票の存在をなかなか認識できないといった問題点がありますので、我々としては、今年度、メーカーの方々により一層頑張ってもらうとともに、販売店が消費者との接点になりますので、販売店の方々はこの制度を十分理解していただくということと、私どものセミナーとか、大変恐縮なのですが、色々な消費者団体の方の協力をいただきながら、消費者の方々にご理解いただくといった地味な形の努力を続けていきたいと思っております。

向殿部会長

どうもありがとうございました。

青山委員

施工業者にやってもらう。

藤代製品事故対策室長

もちろん、施工業者、工務店などを通じて、特にビルトインといったご希望がございますので、そういったところも含めて、今年度以降続けていきたいなと思っております。

向殿部会長

ありがとうございました。確かに、ビルトインの場合、施工業者というところかなり上がりますね。

他に何かございませんでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、この報告はこれでお認めいただいたということで、本日の主な議題はこれで終わりました。今日の皆様のご意見を踏まえて、これから対処していきたいと思えます。

最後に、事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

三木製品安全課長

本日の議事録及び議事要旨に関しましては、事務局で作成いたしまして、後日、委員の皆様にご確認いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。その上で公開したいと考えております。

また、次回日程につきましては、後日、部会長とご相談して調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

## 【閉会】

向殿部会長

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、消費経済審議会の製品安全部会を終了させていただきたいと思えます。本日は、ご多忙中のところ、お集まりいただきまして、ご熱心にご審議いただいたことに感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

問い合わせ先  
経済産業省商務流通グループ製品安全課  
電話：03-3501-1512  
F A X：03-3501-6201